

北環発第●号
令和3年3月●日

北本市長 三宮 幸雄 様

北本市環境審議会会長 堂本 泰章

上尾道路建設にかかる環境の保全と活用について（中間答申）

令和2年5月22日付、北市環発第2022号で諮問のあった標記の件につきまして、上尾道路建設事業者が現在実施中の環境調査結果を踏まえて審議を行う必要があるとの意見が多数であるため、現時点までの審議の骨子を、別紙のとおり中間答申として提出します。

上尾道路建設にかかる環境の保全と活用について（中間答申）

北本市環境審議会では、標記について令和2年5月22日に北本市長より諮問され、6月4日開催の「令和2年度第1回北本市環境審議会」及び11月20日開催の「令和2年度第2回北本市環境審議会」において審議を行うとともに、審議会委員からの意見書の提出も受けてきた。

これまでに、上尾道路計画区域周辺における動植物や自然環境の特性及び重要性への基本的な認識や、それを踏まえた道路構造対策等について、積極的な意見交換が行われてきた。

一方、道路建設の事業者である国土交通省大宮国道事務所では、当該区間の自然環境の重要性に鑑み、令和2年11月下旬より令和3年11月下旬まで動植物や湧水に関する環境調査に着手し、周辺住民に環境調査の実施が告知された現状にある。

上尾道路建設に伴う環境の保全と活用の効果的な検討の審議に際しては、道路建設区域と周辺地域における動植物や自然環境の正確な現況把握に基づく議論が不可欠となるため、現段階ではこれまでに出示された意見の骨子を以下に記し、中間答申として提示するものとする。

記

- 1 上尾道路が建設される市西部に位置する石戸宿地区、荒井地区、高尾地区、北袋地区の計3.1km区間は、荒川河川敷までの間に「北本自然観察公園・埼玉県自然学習センター」、「高尾・宮岡緑のトラスト保全地」、「野外活動センター」、「北本水辺プラザ」、「高尾さくら公園」、「高尾カタクリ自生地」、「北袋トンボ公園」等々の県内はもとより首都圏レベルにおいても優れた自然環境の保全・活用施設が集積されており、歴史的資源（文化財）の集積とも相まって、市民が郷土意識や誇りを紡ぐ、北本市が将来に引継ぐべき貴重な地域として認識される。上尾道路は、これらの地域を南北に縦断して建設されることから、自然環境等への少なからぬ影響が予測される。そのため、従来の国道建設における標準的な環境対策のみにとらわれない大胆かつ柔軟な対策の検討を行い、自然環境等との真の調和を市民が実感できる「北本モデル」となる道路の建設が望まれること。
- 2 特に、これまでの知見においても当該地域では、オオタカやヘイケボタル、湧水性ゲンゴロウ類、ラン科植物等のレッドリストに位置づけられる保護す

べき動植物の確認記録が多数得られている。そのことから、これらの生息・生育が持続可能となる環境条件を明確にしたうえで、保護対策上の指針や取組事例等を積極的に活用し、樹林帯の充実による「緑の回廊」整備や「森林セラピー基地」としての展開等を、道路構造対策の中において最大限実現する対策内容が重要になること。

- 3 上記の検討を進めるうえでは、現在実施中の環境調査結果の情報共有に基づく、有効な対策検討に向けた意見交換が望まれる。このことから、道路事業者にはかかるべきタイミングで環境調査結果の情報提供を要望し、動植物や自然環境への影響の回避・低減・代償の観点からの対策の検討を可能にすると共に、道路設計段階でその対策が着実に反映されるよう、道路事業者や周辺住民との継続的な意見交換・調整を可能にしていくこと。

以上